

## 熊本県防災士アドバイザーに関するQ&amp;A

No.	質問	回答
1	第4条第1項に記載のある「防災普及啓発活動等地域防災力の向上に資する取組に2年以上携わっている者」とは具体的にどのような携わり方をさしますか。	防災に関する講座や防災訓練などの取組に、運営や指導的立場(講師や講評者、助言者等)で年に複数回携わっている方を想定しています。
2	これまでの活動実績が確認できる資料がありませんが大丈夫ですか(登録申請書裏面)。	可能な限り詳細にご記載ください。記載状況によっては市町村や県から活動内容についてお電話での聞き取りや面談(対面又はオンライン)をお願いする場合があります。
3	防災士アドバイザーの証明書等は発行されますか。	証明書等の発行はありません。県HPで公表する防災士アドバイザー登録名簿に記載します。
4	登録防災士アドバイザーの更新手続き等がありますか。	更新手続きは不要です。ただし、状況によっては登録の取消を行う場合もあります(要綱第6条)。
5	防災士アドバイザーに登録すれば、活動機会を提供してもらえるのですか。	市町村等に防災士アドバイザーの派遣希望があった場合は、登録名簿に記載の防災士アドバイザーに対し、市町村等(R4年度は県)から個別にご連絡を行い、講師等のご依頼や調整をいたします。
6	すぐには活動できないので、将来的には防災士アドバイザーの登録を行いたいが可能ですか。	登録は随時申請受付、登録を行いますので可能です。
7	防災士アドバイザーの活動に対して謝金や旅費は支払われますか。	一律の基準等は設定せず、依頼元の団体や市町村との調整によりますが、有償の場合も実費負担程度を想定しています(活動内容や活動場所によっては無償の場合もあります)。
8	直接派遣依頼があった場合の取扱いはどうなりますか。	熊本県防災士アドバイザーとしての派遣は、あくまで市町村(令和4年度は県)を介して派遣依頼があった場合を想定しています。
9	個人的な名刺等に記載しても良いですか。	記載可能です。